

大阪市立十三市民病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医療施設では、医療行為を通して、また患者が生活の場を共有することを通しての患者・職員双方の感染伝播リスクが高い。そこで、その伝播リスクを低減させるために、全ての患者が感染症を保持し同時に罹患する可能性があることを前提とした「標準予防策」を実践することを最大の基本方針とする。あわせて、各感染症に応じた感染経路別予防策を講じる。

また、常に院内の感染症発生状況を監視し、発生頻度が高くなった場合には、個別に現状調査と原因解明に努め、早急に改善策を実施して、早期終息を図る。

感染症診療において最大限の治療効果を引き出し、患者に害を与えず、薬剤耐性菌を増やさないよう抗菌薬適正使用に努める。

本指針に沿った院内感染対策マニュアルおよび抗菌薬適正使用マニュアルに基づき、全職員が遵守できるように周知徹底・実践・評価を組織的に実施していく。

2. 院内感染対策のための組織

(1) 感染管理室および院内感染管理者

感染管理に関する総合的な運営を行う部門として、医療安全管理部内に感染管理室を設置する。病院長が指名する感染制御医師(ICD)、感染管理認定看護師(CNIC)、薬剤師、臨床検査技師、事務職員で構成され、うち、感染制御医師を院内感染管理者として、感染管理認定看護師を専従者として配置する。

(2) 院内感染防止委員会(Infection Control Committee:ICC)

院内感染を未然に防ぐこと、および院内感染が発生したときは、感染の蔓延・拡大を防ぐことを目的とし設置する。

構成員は、病院長を委員長とし、看護部長、薬剤部門・臨床検査部門・事務部門の各責任者、院内感染管理者、感染制御医師(ICD)、感染管理認定看護師(CNIC)、感染対策及び診療に相当の知識を有する者、その他委員長が必要と認める者および各部門の委員とする。

委員会は月1回定期的に開催し、必要時には臨時に開催するものとする。

(3) 感染対策チーム(Infection Control Team:ICT)

院内感染防止委員会(ICC)のもと、院内感染対策の実働部隊として配置する。感染対策に関する情報収集、監視、教育、啓発、指導、及び介入の役割を担う。緊急時には病院長直轄の組織として位置付けられる。

構成員は、院内感染防止委員会委員長が指名する。感染制御医師(ICD)、感染対策及び診療に相当の知識を有する医師、看護職員、薬剤師、臨床検査技師、及び事務職員、その他委員長が必要と認める者からなる。

委員会は月1回定期的に開催し、必要時には臨時に開催するものとする。

(4) 抗菌薬適正使用支援チーム(Antimicrobial Stewardship Team:AST)

感染症の治療効果を高め、耐性菌の出現を抑えるために、検査や抗菌薬について支援する。

構成員は、院内感染防止委員会委員長が指名し、ICTとの兼任を妨げない。感染制御医師(ICD)、感染症治療に相当の知識を有する医師、看護職員、薬剤師、臨床検査技師からなる。

(5) 看護部感染対策実務委員会

看護部門において、感染対策上の情報伝達・問題把握・対策立案および実務指導を行う。

構成員は、師長1名、感染管理認定看護師(CNIC)、各看護単位1名ずつのスタッフ(リンクナース)とする。

委員会は月1回定期的に開催する。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染対策、抗菌薬適正使用の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。職員研修は、入職時の研修のほか、年 2 回程度全職員を対象に開催する。また、必要に応じ臨時開催する。研修の開催結果と参加実績を記録・保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症発生時には、診断した医師が速やかに ICT に報告する。ICT は状況把握及び対応後、ICC に報告する。感染症法に定められた感染症については、診断した医師が医事課を通して保健福祉センターに届け出る。

院内感染監視菌については、中央臨床検査部から ICT に報告され、院内 LAN にて看護部感染対策実務委員および部門責任者に情報伝達を行う。必要時、事例の確認および院内巡回などを行う。

地域において重要な感染症の発生があった時は、必要に応じ臨時の情報伝達を行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合、職員は速やかに ICT に連絡する。ICT は事例の把握、感染対策の確認および助言を行い、水平伝播防止に努める。集団発生が見られた場合などは必要時、病院長報告のうえ、ICT と発生部署で臨時会議を開く。集団発生の終息まで監視、評価する。必要に応じ、全職員に対策の実践周知を図る。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者又は家族は、病院ホームページより当該指針を閲覧できるものとする。

7. 院内感染対策マニュアル

当該指針に基づいた院内感染対策マニュアルおよび抗菌薬適正使用マニュアルを作成し、全職員が閲覧できる冊子の作成および院内 LAN への配信を行う。

8. その他

病棟部門においては MRSA 検出患者および、各病棟にて院内感染対策を要する患者においては管理日誌に記しスタッフ全員が情報共有する。

2007 年 7 月 1 日策定
2026 年 10 月 22 日最終改訂